

令和 7年 5月 28日

変更見積依頼通知

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作

見積依頼公告第31号(令和7年5月20日)「産業廃棄物処分(被服焼却)」について、下記のとおり、
見積依頼公告の一部を変更する。

記

公告添付の仕様書を、別添のとおり差替える。

調達要求番号：5RQ01CH0009

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物処分 (被服焼却)	大久保駐業一Z000538	
	作 成	令和7年5月16日
	変 更	
	作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業一Z000538による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表１－種類（つづき）

種類			性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
		木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
		繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸		p H 2. 0 以下の酸性廃液
	廃アルカリ		p H 1 2. 5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等	廃 P C B 及び P C B を含む廃油
		P C B 汚染物	P C B が染み込んだ汚泥、P C B が塗布もしくは染み込んだ紙くず、P C B が染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又は P C B が付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、P C B が付着した陶磁器くずやがれき類
		廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
		廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等

表 1－種類（つづき）

	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2－ジクロロレタン、1, 1ジクロロエチレン、シス－1, 2－ジクロロエチレン、1, 1, 1－トリクロロエタン、1, 1, 2－トリクロロエタン、1, 3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4－ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	---------	---

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業－Z000538 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第12条で定める「産業廃棄物処理基準」による。
- 特別管理産業廃棄物の処分は、法第12条の2で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

(2) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。

(3) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和8年3月31日とし、提出を持って作業完了とする。

(4) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 R Q 0 1 C H 0 0 0 9
	調 達 要 求 年 月 日	令和 7 年 5 月 1 6 日
	作 成 部 隊	大久保駐屯地業務隊 補給科
	作 成 年 月	令和 6 年 5 月 1 3 日
品 名	産業廃棄物処分（被服焼却）	
仕 様 書 番 号	大久保駐業 Z - 0 0 0 5 3 8	
指 定 事 項	次に示す項目について、仕様書を補足する。 2 役務に関する要求 2.2 処分の対象 産業廃棄物 廃プラスチック類（合成繊維くず、合成ゴムくず（特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。））及び金属くず 2.3 処分数 1 2, 0 0 0 k g（予定数量） 2.4 処分基準 中間処理の方法は、焼却とし、要領は、官側の立会いの下、引渡した産業廃棄物のみを焼却炉に直接投入するものとする。 4 その他の指示 4.3 引渡し場所 引き渡し場所は、大久保駐屯地を起点として半径 2 0 k m 以内とし、産業廃棄物の引き渡しは官側が行うものとする。	